



男女共同参画の視点

あらゆる人を思いやるまち 成田を目指して

少子高齢化が進み、家族形態や地域社会も変化し、人々の価値観や生活環境も多様化している中では、一人一人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの個性と能力を発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

市では「第3次成田市男女共同参画計画 成田市DV対策基本計画」を策定し、平成28年度から各施策の新たな取り組みを始めました。

この計画は、性別の区別だけではなく、貧困、高齢、障がいなどにより困難を抱えた人々や外国人を含めたあらゆる人がお互いを思いやることのできる社会、誰もが性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現を目指したものです。「あらゆる人を思いやるまち 成田を目指して」を基本理念とし、諸施策を推進します。この計画の中で掲げた5つの目標を紹介します。

1. あらゆる人の人権を尊重する男女共同参画に向けた意識づくり
2. あらゆる人が仕事と家庭を両立できる環境づくり
3. あらゆる分野に男女共同参画を取り入れるための仕組みづくり
4. あらゆる人が生涯を通じて安全・安心を実感できる地域づくり



5. あらゆる暴力を許さない社会づくり

会社や団体といった組織で対応するだけでなく、まずは一人一人が日常生活で変わらなければなりません。一緒に少しずつ変えていきませんか。

※第3次男女共同参画計画 DV対策基本計画は、行政資料室（市役所1階）、市立図書館、市ホームページ（<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kyodo/std0105.html>）などで見ることができます。くわしくは市民協働課（☎20-1507）へ。



消費生活相談Q&A

通信販売のお試し価格にご注意

Q インターネット上で「お試し価格500円」という広告を見て、健康食品を購入しました。1回分だけ購入したと思っていたら、翌月にも同じ商品が届き4,000円を請求されました。サイトをよく見ると小さな文字で「お試し価格は4回以上の定期購入が条件。次回配送分から4,000円」と記載がありました。定期購入を申し込んだ覚えはないので、返品・解約できますか。

A 通信販売にはクーリングオフ制度はありません。通信販売で商品を購入した場合、返品・解約できるかどうかは、販売会社が定めた「返品特約」に従うことになります。返品についての表示が無い場合は、商品を受け取った日から8日以内に、消費者が送料を負担して返品することができます。

トラブルの多くは、商品を1回だけ購入したつもりだったのに、定期的に商品が届き定期購入契約をしたことに気付くとい

うものです。

広告には「お試し価格」や「値引き」部分の説明が強調されていることが多く、「定期購入」や「継続契約」といった詳細な契約内容まで確認しないまま注文してしまい、トラブルになるケースが見受けられます。注文する前に契約内容、返品特約を必ず確認してください。

通信販売でトラブルに遭わないための注意点

- 業者の住所・連絡先を確認する
- 返品特約を確認する
- 購入代金の他に送料や手数料も確認する
- 商品の引き渡し時期を確認する
- お届け回数（定期購入かどうか）を確認する
- 支払方法を確認する。前払いの場合は特に、信頼できる店舗かどうか確認する
- 広告を保管する

※くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。



国民健康保険税

納税通知書を発送します

国民健康保険税は、加入者の負担能力に応じて課税され、病気やけがの治療にかかる医療費の支払いに充てられる財源です。

平成28年度の税額は、平成27年中の所得を基に算定され、基礎課税分と後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の合計額となっています。基礎課税分と後期高齢者支援金等課税分は全加入者が、介護納付金課税分は40～64歳の加入者が課税対象です。

納税通知書・税額決定通知書を発送

納付書や口座振替で納付している世帯主には、納税通知書を7月15日(金)に発送します。年金から直接引き落とす特別徴収で納付している世帯主には、税額決定通知書を7月22日(金)に発送します。

国民健康保険税の税率が改正

年々増加している医療給付費に対応するため、市では、平成28年度から国民健康保険税の税率を改正しました。納税通知書・税額決定通知書へお知らせを同封していますので、くわ

くはそちらをご覧ください。

国民健康保険税の減額

前年中の所得が一定額以下の世帯に、均等割額と平等割額の減額制度があります。平成28年度から、5割減額・2割減額世帯の対象範囲が拡大されます。世帯主と加入世帯員(所得申告を要する人)全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は、減額制度の適用を受けることができませんので、速やかに申告してください。

○7割減額…前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員全員の所得)が、33万円以下の世帯

○5割減額…前年中の合計所得が、26万5,000円×加入世帯員数+33万円で算出した額以下の世帯

○2割減額…前年中の合計所得が、48万円×加入世帯員数+33万円で算出した額以下の世帯

災害などの特別な事情により生活が著しく困難なときは、分割納付や減免を受けられる場合があります。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)、納付については納税課(☎20-1519)へ。



国民年金保険料の免除制度

納付が困難な場合は申請を

平成28年度の国民年金保険料は月額1万6,260円です。将来年金を受け取るためには、保険料を一定期間きちんと納める必要があります。しかし、経済的な理由で納付が困難な場合は、申請をすることにより保険料の全額免除や一部免除を受けることができます。

- 全額免除…保険料の全額が免除
- 4分の1納付…保険料の4分の3が免除
- 2分の1納付…保険料の2分の1が免除
- 4分の3納付…保険料の4分の1が免除



免除制度を利用するには、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、それぞれ一定額以下であることが必要です。承認期間は、平成28年7月分～29年6月分です。保険料の納付期限から2年以内であれば免除申請ができます。

現在、給付されている国民年金の2分の1は国の負担で賄われています。そのため全額免除の期間があっても、受け取る年金には国の負担に相当する額が算入されます。保険料の免除や猶予を受けず、未納のまま放置すると将来の基礎年金やいざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金などが受けられない場合があります。一部納付制度を利用しても納めるべき一部保険料に未納があれば無効となり、受給資格期間と年金額に算入されませんので注意してください。

そのほかの免除制度

○納付猶予制度…50歳未満の人が対象(本人・配偶者の所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)

○学生納付特例制度…学生が対象(所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)

○法定免除…障害年金や生活保護を受けている人が対象(年金額を計算する際には、国の負担に相当する額が算入されません)

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)または保険年金課(☎20-1547)へ。